

香川県立保健医療大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2018（平成30）年3月31日までとする。

II 総 評

一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、「幅広い教養と豊かな人間性を有し、県民の複雑多様化する要請に的確に対応できる質の高い保健医療従事者の育成」を目指して、前身の県立医療短期大学を改組し、2004（平成16）年に、保健医療学部1学部に看護学科、臨床検査学科の2学科を擁する4年制公立大学として香川県高松市に開学した。その後、県民の健康に対する関心の高まりや医学・医療の高度専門化の一層の進展を受け、2009（平成21）年には、大学院保健医療学研究科修士課程を開設している。

「生命の尊厳を畏敬する深い人間愛とともに、高い教養と国際的視野を兼ね備えた人材」の育成、「保健医療従事者の社会的使命を生涯にわたり探求し続け、科学的思考力と創造性をもって専門的知識と技術を学び研究する、専門職としての人材」の育成、「保健医療従事者と地域の人々の生涯学習を促進して、地域の保健医療の向上」への貢献といった明確な基本理念のもと、6項目の教育目標を設定しており、地域医療への貢献、国際的視野を持った人材の養成を掲げていることに特徴がみられる。

これらの基本理念・教育目標に沿って、学部においては、学科ごとの目的が学則に定められ、大学院においても、研究科の目的が大学院学則に定められている。とりわけ大学院学則では、「人々の健康と自立の支援」という理念の明示に続いて目的が規定されているため、理念・目的・教育目標が一貫性を持って提示されている。

貴大学の基本理念・教育目標などは、『大学案内』『学生便覧』および大学ホームページに明示され、新入生のオリエンテーションや各学年のガイダンス、大学説明会などを通じて周知されている。また、教員や卒業生に対する学外からの意見を聴取することにより、理念や教育目標の達成状況を多方面から検証しようとする姿勢がみられる。

学部の完成年度を経た後、大学院も設置し、高等教育機関としての機能は充実してきている。施設・設備も整っており、とりわけ看護系の学内実習室には、医療の現場に近い環境が創り出されている。しかし、学部の教育目標とカリキュラムとの対応関

係が十分でないなどの課題も見られるので、絶えざる自己点検・評価を行うとともに、その結果を改善へとつなげ、地域における保健医療の教育・研究拠点として今後も発展していくことを期待したい。

二 自己点検・評価の体制

学則において、教育研究活動、管理運営などを不断に自己点検・評価し、第三者による外部評価を含めて客観的な評価を定期的に行うことを明文化している。また、「自己評価委員会規程」に基づき、学長、研究科長、事務局長など管理者により構成される「自己評価委員会」を設置して自己点検・評価に取り組んでいる。

2006（平成18）年度には『自己点検・評価報告書』を作成、公表し、自己点検・評価によって課題とされた事項については、学内の各委員会で対応してきた。また、自己点検・評価のためのデータを収集・保存することを目的として、毎年大学の概要や年報を作成している。教育研究活動については、個々の教員が自己点検・評価を行って、「研究実績報告書」などを作成している。また、大学の将来計画や運営等についての提言・助言機関である「運営諮問会議」に外部評価としての機能を付託しており、広い視野で大学を点検し将来構想を議論する仕組みを整えている。今後は「自己評価委員会」を中心として、大学全体の自己点検・評価およびその後の改善・改革により積極的に取り組むよう期待したい。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

学部においては、保健医療学部看護学科と臨床検査学科の2学科を設置している。また、教養教育について責任ある実施体制を確保するため、両学科に共通する基礎的教育研究を行うことを目的とし、独立した教養部を設置している。貴大学の基本理念を達成するためには教養部の必要性は不可欠であるとの認識の上で、教養教育のあり方を総合的に点検し、充実を図る方向性が示されている。

大学院においては、保健医療学研究科保健医療学専攻（修士課程）を置き、専攻内に看護学分野と臨床検査学分野の2分野を設けている。なお、保健医療学研究科は2009（平成21）年度に設置され、自己点検・評価の段階で申請資格充足年度を経ないことから、教育・研究活動については評価の対象としていない。

基本理念・教育目標に地域性と国際性を謳っていることから、地域貢献のための組織として2011（平成23）年度を目途に「地域連携推進センター」を併設し、国際交流についても作業チームを結成して今後のあり方を検討するなど、順次目標達成に向けて動き始めている。

なお、助産師養成についてはカリキュラムが過密となり、高度な知識と技術を持つ

た看護職の養成にも影響を与えていたが、この点については2012（平成24）年を目途に助産師養成の専攻科を設置することにより諸問題を改善することとしている。

2 教育内容・方法

（1）教育課程等

看護学科は「生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性を育み、社会の要請に対応できる理論や専門的な知識と技術を修得し、保健・医療・福祉の連携と協働における看護の役割を探求し、看護学の発展を目指した看護専門職者としての基礎的能力を有する人材」の育成、臨床検査学科は「臨床検査に関する専門知識と技術を修得し、医療の高度化にも柔軟に対応できる総合的な実践能力」を備え、「医療チームの一員としての社会的使命を果たすことができる人材」の育成を目的としている。

両学科共通の教養教育では、「幅広い教養と豊かな人間性を養うとともに、科学的思考力や国際化、情報化など時代の変化に的確に対応できる能力を養うこと」を目指してカリキュラムを編成している。

それぞれの専門科目はもちろん、人文科学、社会科学、自然科学、外国語、情報科学、健康科学などをバランスよく配置している中で、学生自らが問題意識を持ち、学修活動を自主的なものとするため「教養ゼミナール」「専門ゼミナール」を必須科目としている。しかし、学部の教育目標との関係については、「倫理学」が選択科目であり履修者が少ないこと、科学的思考力を培う教育が十分でないこと、国際化への進展に対応できる授業が不足していることなどが課題として挙げられることから、教育目標を達成するための体系的なカリキュラムを構築するよう改善が望まれる。

また、導入教育については、各授業の中で高校までの教育内容を補うよう配慮していたが、「生物学」「化学」の必修化や、導入教育を意識した授業内容とするなどの対応を検討中であるので、その実現が望まれる。

（2）教育方法等

履修指導は、入学時、新学期に開催する履修ガイダンスを通じて、学年担任、教務委員長が授業内容、履修方法などを説明するなど、組織的に行われている。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）については、学生による授業評価、FD講演会、教育サークル、授業公開など各種の取り組みを組織的・継続的に実施しており評価できる。学生による授業評価は、2009（平成21）年度から非常勤講師を含む全教員の授業を対象として実施しており、教員は評価結果に対する改善策をFD委員会へ提出するとともに学生へ開示している。

シラバスは一定の書式で作成されているが、授業方法、内容、年間計画などの記述の内容や量に精粗があり、成績評価基準が明確に示されていない科目も多く見られる

ので、改善が望まれる。

1年間に履修登録できる単位数は特に制限していないが、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」「臨床検査技師学校養成所指定規則」に対応して両学科とも多くの必修科目を設定しており、学修の質を担保しているといえる。

(3) 教育研究交流

国内の大学との組織的な教育研究交流としては、2008（平成20）年度の文部科学省「戦略的大学連携支援事業」に採択された「高度な医療人養成のための地域連携型総合医療教育研究コンソーシアム構想」に連携校として参画し、遠隔双方向講義システムを利用して県内の3つの国公立大学との間で共同授業を行うほか、「チーム医療を考える三大学学生のつどい」などを開催している。また、県内5大学間で単位互換の制度を設けている。

国際交流については、海外からの技術研究員の受け入れ、海外への教員の派遣、海外の研究者の招聘などを行うほか、外国人研究者による講演会に学生の参加を促すことにも取り組んでいる。2010（平成22）年度に、海外交流推進のための「作業チーム」が立ち上がり、国際交流を推進する組織的な取り組みが整備されつつある。

3 学生の受け入れ

大学の基本理念に沿って学生の受入方針を定め、オープンキャンパス、教員の高校訪問などを利用して、大学の概要、入学者選抜方法などを周知したり、大学祭を利用してミニオープンキャンパスを開催することによって、積極的に意欲のある学生の獲得に努めている。

入試問題は複数の問題作成委員が作成し、相互チェックのシステムを経て、最終的には入試委員長、学長が確認している。試験の採点は複数の教員が行い、合否判定は学長を委員長とする合否判定会議を経て、教授会で最終決定している。入学試験結果に関しては、簡易開示取扱要領を作成し、その規定の範囲で受験者の公開請求に対応している。入学者選抜方法の検証については、常設の「入試委員会」において討議し、「運営諮問会議」においても、全般的に意見を求めていることは評価できる。

学部の定員管理はおおむね適正であるが、看護学科の編入学定員に対する編入学生数比率は低いことから改善が望まれる。

大学院の定員管理は適正であり、社会人特別選抜を行い、多くの社会人を受け入れている。

4 学生生活

学生の経済的支援制度として、授業料の減免措置制度、奨学金制度（日本学生支援

機構、香川県看護学生修学資金）があり、奨学金希望者のほとんどが貸与を受けていることから、到達目標である「学生への経済的支援の充実」はおおむね達成されている。ただし、近年、香川県の修学資金を受ける学生が減少していることから、その要因を検証し、今後何らかの対策を練ることが望まれる。

学生生活への支援として、食堂、サークル部室、保健室などが整備され機能している。保健室の業務は、「保健室及び学生相談室運営要綱」に基づいて指名された学内の教職員が対応しているが、日常的な利便性を高めるため、常時保健室を開室しておくなどの配慮が求められる。なお、感染症の予防接種などの健康管理や健康診断については、外部の開業医を学校医として指定し対応している。

学生の相談体制としては、指導教員制度やクラスの学生代表と教員で組織する「学生・教員連絡会議」がある。学生相談室も設けており、担当教員が対応にあたっているほか、月2回の臨床心理士によるカウンセリングも行われ、相談受付のためにカウンセリング専用ポストを設置するなど、学生の悩みを逃さず相談に応じる体制が取られている。進路・就職関連については、学生委員会の下部組織として「進路指導専門委員会」を設置し、担当の教職員が学生の就職支援、進路指導にあたっている。ハラスメント防止については、「ハラスメント防止等に関する規程」に基づき、相談窓口、相談員を置き、『学生便覧』に規程と相談員の名簿を掲載するとともに、ガイダンスを利用して学生に周知しているが、教職員を対象としたハラスメント防止の学内の研修会は2006（平成18）年度以降行っていない。

5 研究環境

保健医療に関する地域の教育研究拠点の形成と地域の保健医療の向上への貢献を目指す中で、研究成果を高め、地域にその成果を還元することを到達目標として掲げている。研究の内容は比較的地域に密着したものが多く、おおむね目標を達成している。

研究の支援環境は、個人研究費、研究旅費以外に教員研修費を計上していることや、研究時間を確保するために、週8時間を限度に研修・研究に専念する時間が認められる「自主計画研修制度」を設けている。ただし、県の財政状況の厳しさもあり年々研究費の削減がなされていることから、外部資金の申請や外部機関との共同研究など、研究費の獲得に向けて努力を要している。なかでも、科学研究費補助金の採択率はこの1～2年増加してきつつあるものの、申請状況は十分とはいえないため、申請を支援する取り組みを強化することが望まれる。研究費に対する成果物としての学術論文は、各学科ともほぼ横ばい状態であるが、論文の投稿先を学外学術雑誌へ移行してきている。「自主計画研修制度」を有効に利用し、修士・博士の学位を取得した教員も多く、現在、20名の教員が博士課程に就学しており、教員の学位取得に対して大きな役

割を果たしている。

なお、研究の倫理面からの正当性を審査することを目的としている「研究等倫理委員会」は、現在のところ学内の委員のみで構成されているので、「研究等倫理委員会規程」に則して外部委員を含む構成とするよう、改善が望まれる。

6 社会貢献

「地域社会との交流を目指した公開講座を積極的に開催する」などの社会貢献に対する明確な到達目標を掲げており、統一したテーマの下で継続的に公開講座を開催している。また、公開講座については、体験型講座、相談形式、出張講座形式など開講形式を工夫することにより、さらに県民の要請に対応しようとする姿勢がみられる。

個々の教員は、国・県・市町の審議会などの委員や、学会など諸団体の役員に就任しているほか、講演会・研修会の講師などを担当して、さまざまな形で地域等に貢献している。

こうした積極的な社会貢献は、教員が自主的に取り組んでいる部分が多いので、今後は大学として主体的に取り組むことが望まれる。

7 教員組織

教員数は大学設置基準で定められる必要専任教員数を上回っており、専任教員数1人あたりの在籍学生数も適正であるが、今後、看護学科の収容定員が増加することから、収容定員に応じた教員体制を整備することが望まれる。

大学院は、教員全員が学部と兼務であり、研究指導にあたる教員数は、大学院設置基準で定められる必要専任教員数を上回っている。

専任教員の年齢構成は41～50歳、51～60歳の割合が高く、将来の採用計画において配慮が望まれる。

実習においては、教育研究支援職員として、非常勤職員のほかに臨地実習指導者を配置しており、臨地実習指導者に対しては臨地教授、臨地准教授、臨地講師の称号を付与している。授業においても、特別講義担当講師、授業支援者、実習指導助手の制度があり、さらにティーチング・アシスタント（TA）の導入を検討するなど、多様な教育研究支援職員の制度を設けている。

教育研究活動の評価は、「学生授業評価」「研究実績報告書」「外部資金獲得状況報告書」により行っている。昇任および再任時にはそれに加え、教育研究に関する抱負と目標を提出することになっている。教員の人事（任免、昇任、募集）に関しては、規程が設けられており、基準に基づいて選考が行われている。教員の任期制を採用しており、規程を設けて2008（平成20）年4月以降に任用された者に適用している。

8 事務組織

事務局は総務担当と教務学生担当の2担当制を敷き、事務局長、専任職員、嘱託職員および臨時職員の計17名で構成している。短期大学から大学への移行後、学生数の増加などにより業務量が確実に増加しているにもかかわらず、人的リソースはほぼ横ばいであるが、教学組織との連携のもと、円滑な大学運営を行うことを目標としている。

スタッフ・ディベロップメントとして大学における職員の育成を支援する「四国地域大学教職員能力ネットワーク」への参加などの研修機会を設け、効率的かつ効果的な大学運営を目指している。ただし、県の通常の異動と同じ3年サイクルで事務職員が異動になることから、今後は大学事務職員としての専門性を高める仕組みを検討することが期待される。

9 施設・設備

校地・校舎面積については、大学設置基準で求められる面積を上回っており、教育施設、管理部門、学生ホール、食堂、売店、学生のサークル活動のための部屋、体育館などが設置されている。とりわけ、看護系の学内実習室は、十分なスペースを有するとともに充実した施設・設備を整えており、臨地実習により近い環境での学習を可能にしている点は、高く評価できる。学習環境については自習室、ホームルーム教室などが整備されているほか、営業後も食堂を開放している。また、「学内情報ネットワーク委員会」を設置し、システムの維持、改善、運用、セキュリティ対策に関して、委託業者のシステムエンジニアと定期的な会合を設けている。

バリアフリー化については、段差のない構造、車椅子対応エレベーター、障がい者用トイレの設置など十分な施設・設備を整えている。

施設の安全確保に向けては、教職員および学生を対象とした消防訓練を実施し、自然災害に対しても災害時における「申し合わせ」（「台風時における講義の取り扱いに関する申し合わせ」「非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ」）の整備と書庫などの転倒防止対策を講じ、細部に渡り配慮している。なお、前身の短期大学の開学から10年が経っているため、施設・設備についての点検整備を順次行うとしている。

10 図書・電子媒体等

図書館の蔵書、貸し出しシステム、リファレンス業務が整備され、図書委員会での審議により、看護学、臨床検査学を中心とした資料が体系的に整備されている。閲覧座席数は、2009（平成21）年度の学生収容定員に対して十分確保され、その他にも、グループ学習室、個人学習室などがあり充実している。

図書の購入も、2008（平成20）年度は前年度に較べ大きく増加し、図書貸し出し利

香川県立保健医療大学

用についても学生1人あたり年間15回以上利用がある。

また、2009（平成21）年度より、図書館の利用時間の延長、土曜日の開館など、学生のニーズに応じている姿勢が見受けられるが、日曜日や夜間の利用要望などの課題がある。

地域にも開放されており、県内の保健医療従事者など、年間に300～400人が利用している。

なお、データベースとしてC i N i i、C I N A H L、医学中央雑誌などに加入し、国立情報学研究所のG e N i iや他の図書館とのネットワークを整備している。情報検索用のパソコンは少ないが、情報処理室や教員研究室のパソコンからも検索を可能としている。

1.1 管理運営

教授会、研究科委員会、「運営会議」「香川県立保健医療大学連絡会議」「運営諮問会議」および教授会規程に基づく9つの委員会などの組織が管理運営にあっており、学長がリーダーシップを発揮できる機能を備えている。これらの組織は、明文化された規程に則り適切かつ公正・透明性を保つよう運営されている。特に「運営諮問会議」は「審議会等の会議の公開に関する指針」により一般の人も傍聴可能になっている点は評価できる。

学長の選任は、「学長選考規程」に則って行われており、教授会に指名された教員と事務局長から構成される「選挙管理委員会」では、資格審査や所信表明を聞く会の開催などを行っている。

学部の最高意思決定機関としては教授会、大学院研究科の最高意思決定機関としては研究科委員会を置き、それぞれ規程に基づき運営している。なお、研究科委員会の構成員は、専任教授以外にも「研究科長が任期を定めて必要と認めた者」が加わることができるとしている。

1.2 財務

到達目標として、「大学の運営管理に必要な予算を確保するとともに、公正で効率的な予算配分・運用をする」ことを掲げている。

財政計画については、県の一機関であるため、大学独自に策定していないが、「公共施設のコスト計算表」を作成して分析し、必要な経費の財源確保を図っている。

財務状況については、一般財源からの繰入が77%（2008（平成20）年度）を占めており、今後は県の財政状況が一層厳しくなることを思料し、自主財源の充実に努めなければならないとしている。また、入学者数の定員割れが続いているが、収容定員が増加しているため、比率の上では95%（2006（平成18）年度）から98%（2010（平成

22) 年度)へと改善されており、自主財源比率は着実にあがっている。しかし、着実に入学者を確保するためにも、定員割れの現況を打開する具体的な対策が望まれる。さらに、厳しい県財政のなか、経費節減および予算執行の重点化が必要であるとしている。学生1人あたりの大学費は、2004(平成16)年度以降毎年減少していること、また、1人あたり学生経費は、年度によって増減し差があることから、教育環境の悪化につながらないように配慮が期待される。

外部資金の獲得については、科学研究費補助金の申請件数は増加傾向にある。しかし、件数・獲得金額とも少ないと自己評価しており、できるだけ多くの教員が申請を行うよう積極的に働きかけ、将来的には申請の義務づけも検討するとしている。今後は、目標値を定めるなどして、具体的な支援体制を整備することが期待される。

財務監査については、県の一機関として監査が定期的実施されており、問題はないと判断される。

13 情報公開・説明責任

「情報の公表・公開により社会に対する大学の説明責任(アカウンタビリティ)を果たすとともに、公正で民主的な大学運営に努める」ことを到達目標として、入学試験情報、教員の教育研究業績、地域貢献などの様々な情報を発信している。情報公開は、学内広報や『大学案内』『学生募集要項』などの印刷物を中心に行ってきた。大学広報誌を行政機関や高等学校だけでなく、コンビニや銀行にまで配布している点は、意欲的な取り組みとして評価できる。今後は、より広く社会に情報を発信するため、大学ホームページや県政記者クラブを利用していくことも検討している。また、自己点検・評価結果については、これまで印刷物および学内LANを活用した周知にとどまっていたが、今後は大学ホームページ等に公表することを予定していることから、より広範囲な公開に努めることが望まれる。

財務情報の公開に関しては、「公共施設のコスト計算表」において、利用者1人あたりのコスト、授業料や入学金、人件費、施設整備費などの内訳が公表されている。また、大学ホームページにおいて、歳入歳出決算、入学検定料・入学金・授業料、外部資金などの受け入れ状況を掲載した広報誌『大学年報』を公開しており、積極的な公開姿勢は高く評価できる。

III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一 長所として特記すべき事項

1 施設・設備

- 1) 看護系の学内実習室は、小児、成人、リハビリ関連など十分なスペースを有し、

香川県立保健医療大学

集中治療室や小児病棟など病院に模した施設・設備を整えており、それらを有効活用することによって、臨地実習により近い環境での学習を可能にしている点は評価できる。

2 情報公開・説明責任

- 1) 財務情報の公開については、香川県のホームページにおいて、貴大学単独の財務状況を分かり易くまとめた「公共施設のコスト計算表」が公表されているほか、大学ホームページにおいて、歳入歳出決算、入学検定料・入学金・授業料、外部資金等の受け入れ状況を掲載した広報誌『大学年報』を公開しており、積極的な公開姿勢は高く評価できる。

二 助 言

1 教育内容・方法

(1) 教育課程等

- 1) 学部の教育目標に掲げられている「高い倫理観」「科学的思考力」および「国際的視野」の形成などを達成するための、体系的なカリキュラムが構築されていないため、改善が望まれる。

(2) 教育方法等

- 1) シラバスは一定の書式で作成されているが、記述の内容や量に精粗があり、成績評価基準についても、記載が不明瞭なものが多く見られるので、改善が望まれる。

2 学生の受け入れ

- 1) 保健医療学部看護学科では、編入学定員に対する編入学生数比率は0.65と低いので、改善が望まれる。

以 上

「香川県立保健医療大学に対する大学評価（認証評価）結果」について

貴大学より2010（平成22）年1月7日付文書にて、2010（平成22）年度の大学評価（認証評価）について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり通知します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（香川県立保健医療大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の評価を担当する分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日は香川県立保健医療大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月4日、5日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月22日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「香川県立保健医療大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を満たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2014（平成26）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

なお、今回の評価にあたり、保健医療学研究科は、評価資料を提出する4月段階において申請資格充足年度（標準修業年限+1年）を経ておらず、教育・研究活動に関して評価の対象とはいたしませんでした。したがって当該学部・研究科については、その完成時の状況を、所定の様式にしたがって完成報告書として取りまとめ、改善報告書提出時に本協会宛に提出いただくよう要請いたします。

香川県立保健医療大学資料1—香川県立保健医療大学提出資料一覧

香川県立保健医療大学資料2—香川県立保健医療大学に対する大学評価のスケジュール

香川県立保健医療大学提出資料一覧

調書

資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における点検・評価項目記載状況

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	a.平成21年度学生募集要項 b.平成21年度学生募集要項 推薦入学試験 c.平成21年度学生募集要項 編入学試験看護学科 d.平成21年度学生募集要項 大学院
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	a.香川県立保健医療大学案内
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	a.平成21年度学生便覧 b.平成21年度香川県立保健医療大学教授要項(シラバス) c.平成21年度香川県立保健医療大学大学院教授要項(シラバス)
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	a.平成21年度 学部時間割表 b.平成21年度 大学院時間割表
(5) 規程集	a.香川県立保健医療大学規則規程集
(6) 各種規程等一覧(抜粋)	
① 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	a.香川県立保健医療大学条例 b.香川県立保健医療大学規則 c.香川県立保健医療大学学則 d.香川県立保健医療大学大学院学則 e.香川県立保健医療大学学位規程 f.香川県立保健医療大学大学院学位審査規程 g.研究指導及び学位審査に関する申し合わせ事項 h.修士学位取得要領 i.学位論文審査基準・修士論文発表会審査基準
② 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	a.香川県立保健医療大学教授会規程 b.香川県立保健医療大学研究科委員会規程 c.香川県立保健医療大学学内委員会規程
③ 教員人事関係規程等	a.香川県立保健医療大学教員選考規程 b.香川県立保健医療大学教員選考基準 c.香川県立保健医療大学教員選考内規 d.香川県立保健医療大学教員昇任における申し合わせ事項 e.香川県立保健医療大学教員定年規程 f.香川県立保健医療大学における教員の任期に関する規程 g.香川県立保健医療大学における教員の任期を定め任用する制度の実施要綱 h.香川県立保健医療大学における教員の任期制に関わる業績評価のための細則 i.香川県立保健医療大学非常勤講師に関する申し合わせ事項 j.香川県立保健医療大学臨地教授等の称号の授与に関する規程
④ 学長選出・罷免関係規程	a.香川県立保健医療大学学長選考規程 b.香川県立保健医療大学学長選考規程実施細則

資料の種類	資料の名称
⑤ 自己点検・評価関係規程等	a.香川県立保健医療大学自己評価委員会規程
⑥ ハラスメントの防止に関する規程等	a.香川県立保健医療大学ハラスメント防止等に関する規程
⑦ 寄附行為	該当なし
⑧ 理事会名簿	該当なし
(7) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	a.自己点検・評価報告書
(8) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	該当なし
(9) 図書館利用ガイド等	a.平成21年度学生便覧(資料(3)として既出)
(10) ハラスメント防止に関するパンフレット	a.安全で楽しい学生生活を送るために
(11) 就職指導に関するパンフレット	該当なし
(12) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	a.安全で楽しい学生生活を送るために(資料(10)として既出)
(13) その他	該当なし
(14) 財務関係書類	該当なし
(15) 寄附行為	該当なし

香川県立保健医療大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2010年	1月7日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月5日	第12回大学評価委員会の開催（平成22年度大学評価における評価組織体制および大学評価のスケジュールの確認）
	3月12日	臨時理事会の開催（平成22年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月28日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月11日	評価者研修セミナーの開催（平成22年度の評価の概要ならび
	13日	に主査・委員が行う作業の説明）
	～14日	
	17日	
	19日	
	5月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	～7月上旬	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月4日	第2回大学財務評価分科会の開催
	～5日	
	8月20日	大学評価分科会第5群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	10月22日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終版）の作成
	11月1日	第3回大学財務評価分科会の開催
	～2日	
	11日	
	11月20日	第6回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	～21日	
	12月4日	第13回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	～5日	
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2011年	1月31日	第4回大学財務評価分科会の開催
	2月11日	第14回大学評価委員会の開催（大学から提示された意見を参

- ～12日 考に「評価結果」(委員会案)を修正し、「評価結果」(最終案)を作成)
- 2月18日 第462回理事会の開催(「評価結果」(最終案)を評議員会に上程することの了承)
- 3月11日 第105回評議員会、臨時理事会の開催(「評価結果」の承認)